

# 近世尾道商人の系譜と展開

## —橋本家文書の基礎的考察—

西 向 宏 介

**【要旨】** 本稿は、芸備を代表する豪商文書である備後国御調郡尾道町橋本家文書（広島県立文書館収蔵）に関する基礎的考察として、同家一族の系譜と近世におけるその歴史的展開を明らかにしようとするものである。

本稿ではとくに、橋本家（屋号「灰屋」）一族の系譜について、港町尾道の経済機能を象徴する諸国廻船引請問屋を営んだ灰屋次郎右衛門家と、灰屋一族の元締と言われ、橋本家文書の出所でもある角灰屋吉兵衛家の両家に焦点を当て、近世の尾道経済の動向や他の分別家の動向との関係も踏まえつつ、同家一族の系譜と展開を明らかにする。

本稿は、橋本家文書の内容を理解するための一助となることを目的とし、同時に、商家文書の構造把握に必要な基礎的考察の具体例を提示するものである。

はじめに—商家文書と系譜研究—

- 1 灰屋橋本家一族の系譜
    - 1-1 灰屋系図
    - 1-2 西灰屋
    - 1-3 干浜灰屋・岡灰屋
    - 1-4 西灰屋のその後
  - 2 諸国廻船引請問屋灰屋次郎右衛門家とその動向
    - 2-1 東灰屋と中灰屋
    - 2-2 灰屋次郎右衛門家の経営動向
    - 2-3 問屋株の売却
    - 2-4 灰屋次郎右衛門家の屋敷
  - 3 灰屋吉兵衛家（角灰屋）関係文書にみる経営変化
    - 3-1 米穀・魚肥質貸業の時代
    - 3-2 経営の転機と確立
    - 3-3 19世紀における経営の変化—竹下・静娯の時代—
    - 3-4 幕末における角灰屋の苦境
    - 3-5 角灰屋による一族各家の再建
      - 3-5-1 東灰屋
      - 3-5-2 西灰屋
    - 3-6 別家灰屋善助の酒造経営と「東店」
- おわりに

## はじめに—商家文書と系譜研究—

諸家文書の構造を明らかにするためには、その家の系譜を分析することが必要不可欠である。とりわけ商家の場合には、「家」と「店」に分化するだけでなく、「家」内部もいくつかの部門に分かれる場合があり、そのうえ、複数の店や経営単位に分かれ、さらには、いくつもの分別家を輩出して本家との関係を構築するなど、家の内外に明確に区分された様々な組織を形成する場合が少なくない。

その結果、商家文書は、それら諸々の組織や経営単位で生成された数多くの文書によってひとつの文書群を形成するため、文書群の構造を理解するには、それら組織の形成過程、つまり系譜を明らかにすることが必須となるのである。

しかし、この系譜を明らかにすることはそう簡単ではない。古文書を有するようないわゆる旧家の場合、近世期の系譜を解明する必要があり、そのためには、各文書の内容に踏み込んで考察する歴史研究がどうしても必要となるからである。

この場合の歴史研究とは、一つの組織体（商家などの家）そのものに絞った歴史的動向の研究であり、通常の歴史学においては、地域や領域さらには一国の社会経済全般を評価するための論拠として取り上げられる個別事例研究である。これをより緻密に掘り下げて明らかにすることが、文書群の構造を正確に理解するためには必要となる。

本稿は、そのような認識のもと、商家の系譜とその展開を考察するものである。アーカイブズ学が歴史学と交差する部分があるのは、まさにこうした研究を必要とするところにあると言えよう<sup>1)</sup>。

さて、本稿で考察対象として取り上げるのは、備後国御調郡尾道町の商家で、芸備を代表する豪商文書として知られる橋本家文書（広島県立文書館収蔵）である。橋本家（屋号「灰屋」）は、近世の広島藩領最大の港町であった尾道町において、一族で廻船問屋や金融業・醸造業などを営み、とりわけ一族の中核となった角灰屋は金融業と不動産業で資産構築を果たし、尾道最大の豪商として発展を遂げた。明治11年（1878）に第六十六国立銀行を設立し頭取となって以降は、経営の重心を次第に銀行経営へ移っていった。

橋本家文書については、『広島県立文書館収蔵文書目録』第7集・第8集と

して目録を刊行している<sup>2)</sup>。15,000件を超える大規模文書群であり、橋本家に関する研究や橋本家文書を使った研究成果も少なくない<sup>3)</sup>。とくに近代における橋本家の活動については、松村敏氏が名望家的地方資産家の活動事例として研究し、橋本家の資産形成過程やその活動の性格を名望家的活動として評価し、同家の経営について角灰屋を軸とした一族との関係を踏まえつつ詳細に明らかにしている<sup>4)</sup>。しかし、灰屋一族全体の系譜とその展開を解明するには、近世期の考察が不可欠であり、その点ではなお多くの課題が残されている。

橋本家文書の構造に関する課題として、まず押さえておきたいのは、本文書群が角灰屋（橋本吉兵衛家）の文書群であるということである。したがって、角灰屋以外の分家一族を出所とする文書群は、基本的にこの中には含まれていないということである。そのため、他の一族の動向については詳細を把握できない部分が多く、場合によっては見落としを恐ろしいかもしれないということである。本稿では、分家一族の動向について、橋本家文書から明らかにできた点を可能な範囲で述べておきたい。

そして、この分家一族の中でとくに重要なのが、灰屋一族の元々の本家であった灰屋次郎右衛門家（東灰屋）の動向である。灰屋一族の歴史は、元祖灰屋次郎右衛門正栄（寛永元年〈1624〉没）から始まる。橋本家の本家は、近世後期には角灰屋が名実ともに「本家」と称されるようになるが、それ以前は廻船問屋の次郎右衛門家が本家であった。この次郎右衛門家が本家であった時代から角灰屋が本家となるまでの経緯が必ずしも明らかではない。そもそも橋本家文書は角灰屋の文書であるため、廻船問屋であった次郎右衛門家の動向をこの文書群から十分に知ることができないのである。それでも、元々の本家であった次郎右衛門家の動向を明らかにすることは、橋本家や橋本家文書を理解するうえで大きな鍵となる。

また、角灰屋自体に関する文書についても、内容面で近世中期と後期とでは大きな変化があることも重要な課題である。角灰屋の経営文書を見ると、例えば近世中期（18世紀以前）の経営帳簿の場合、北国・山陰・九州方面からの米穀・魚肥類を担保とした貸付に関する帳簿が目立つ。これらは港町尾道を象徴する諸国廻船がもたらす商品を担保としたものであり、金穀貸付業によって発展を遂げてきた尾道豪商の典型的な経営を示すものと言える<sup>5)</sup>。しかし、近世後期（とくに19世紀以降）の角灰屋の経営文書を見ると、こう

した諸国廻船がもたらす商品を担保とした貸付が影を潜め、尾道近隣とりわけ同じ灰屋一族への資金的支援に重点を置いた金融（つまり、北前船などがもたらす諸国産品を担保としない借用証文による金融）を記した文書が増加する。この点も、橋本家文書の整理を行う中でごく自然に浮かび上がる疑問点であり、文書群を理解するうえでも説明を要する課題である。

本稿では、以上のような課題について、まず灰屋一族の系譜の概要を示した上で、一族のいわば核となる灰屋次郎右衛門家と角灰屋の両家を中心に、それぞれの系譜と展開を明らかにしていくことにする。その際、広島県立文書館収蔵の橋本家文書だけでなく、尾道市に新たに寄託された橋本家文書<sup>6)</sup>（両者は同一出所）も使用し、新たに判明した史実も交えて述べていくことにする。

## 1 灰屋橋本家一族の系譜

### 1-1 灰屋系図

一族の系譜を明らかにすることは、様々な家文書の構造を把握するうえで最も基礎的で重要なことである。尾道市寄託の橋本家文書には「橋本氏先祖記」と題する灰屋次郎右衛門家の詳細な系図と角灰屋の略系図が含まれており<sup>7)</sup>、それらをもとに灰屋一族全体の系図を作成することができる。

そこで、次郎右衛門家と角灰屋の両家について、行論に関係する部分の系図を示したのが図1-1・2である。

灰屋次郎右衛門家は、通常「東灰屋」と称されるが、一族の中では史料上最初に登場する家であり、系図からも明らかのように、灰屋一族の元祖である。尾道には、泉屋・渋谷・住屋といった中世以来の系譜をひくいわゆる初期豪商が存在したが、灰屋一族はそれよりやや遅く、寛永の地詰帳に「灰屋次郎右衛門」・「灰屋後家」の2軒が登場するのが史料上の所見である<sup>8)</sup>。次郎右衛門家は主人・女房のほか抱人24人を擁し、この時すでにかなり大所帯の商家経営を行っていたことがうかがえる。

一方、「灰屋後家」は、次郎右衛門亡きあと、妻月江が隠居し、本家とは別に家を持ったことを示すものであり、これが後の角灰屋であると推定される。

その角灰屋は、系図で明らかのように、二代目次郎右衛門信孝の長男である次郎右衛門徳惇（香誉宗薫）が分家独立し、当主となったのが実質的な始まりである。

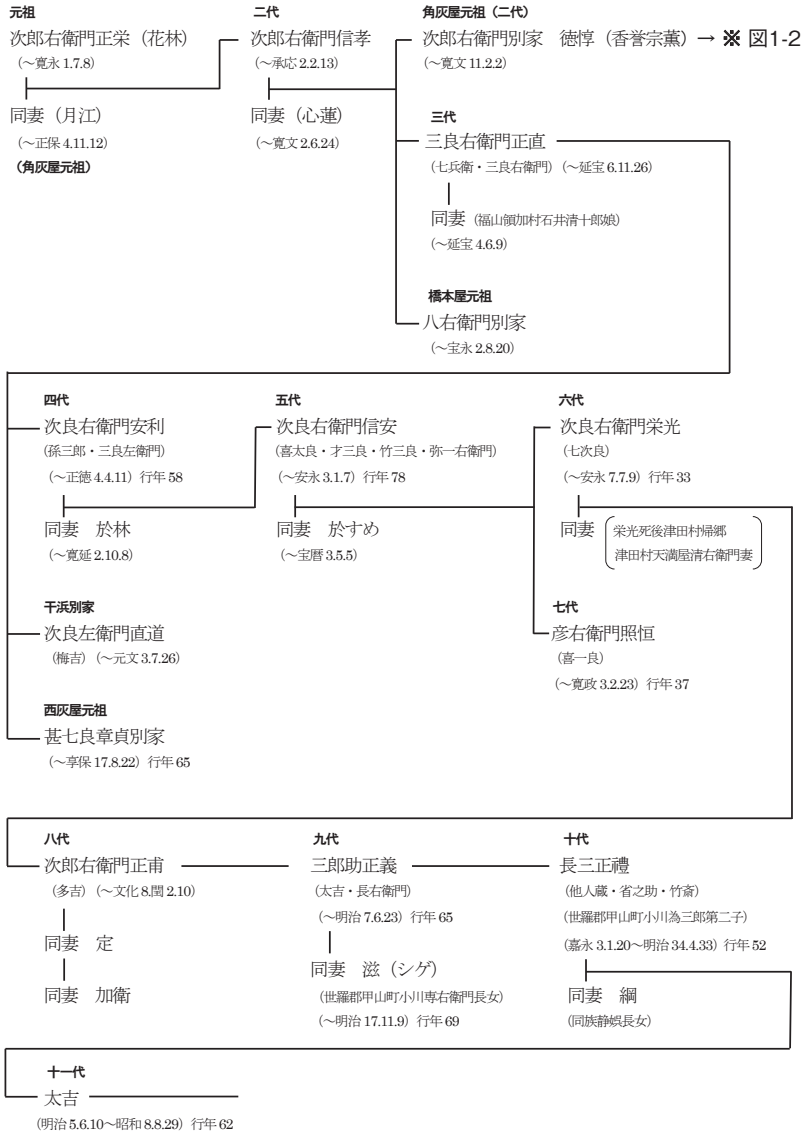


図1-1 灰屋次郎右衛門家系図

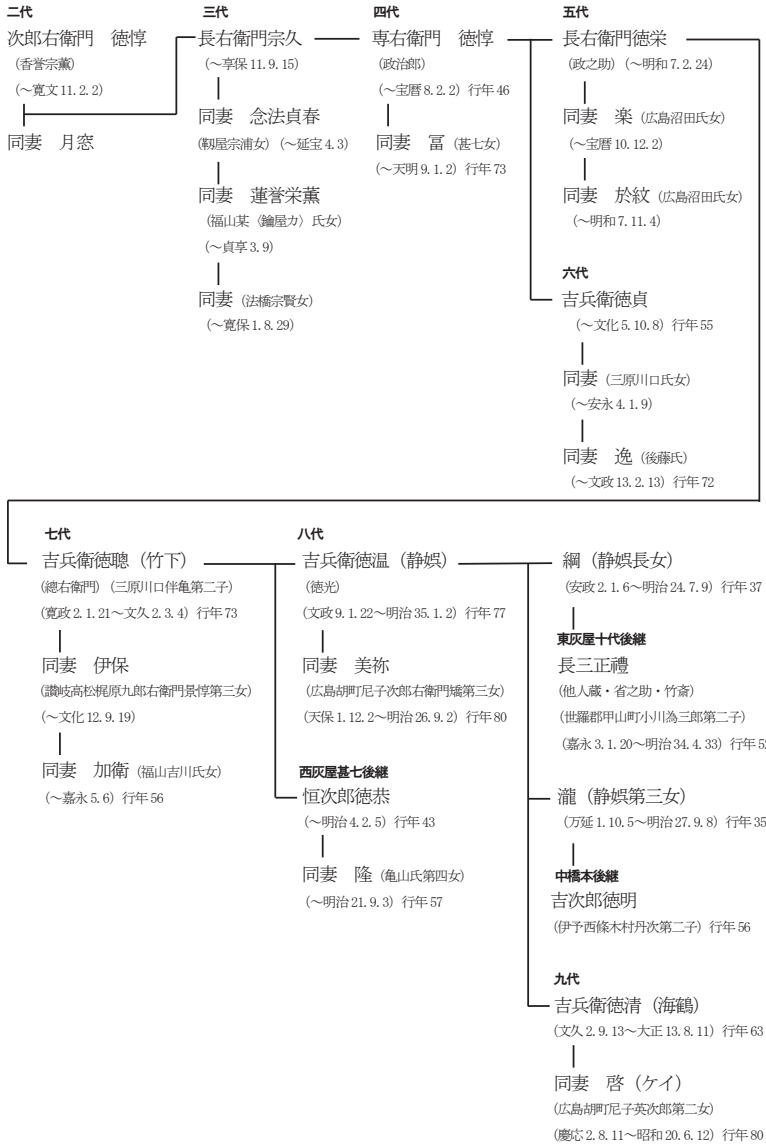


図1-2 角灰屋系図

長男が本家を離れたあと、次郎右衛門家は弟の三良右衛門正直が三代目を継いだ。正直の子は、長男次良右衛門安利が四代目を継いだほか、三男（二男は早世）の次郎左衛門直道と四男の甚七（甚七良）章貞がそれぞれ分家独立し、次郎左衛門が「干浜灰屋」を、甚七が「西灰屋」をそれぞれ創設した。

さて、次郎右衛門家と角灰屋については次章以下で詳述するとして、ここでは、それ以外の一族について触れておくことにしたい。

## 1-2 西灰屋

享保年間（1716～1736）を中心に、灰屋一族の中で本家と対等に商業活動を行っていたのが西灰屋である。西灰屋の元祖である四代目次郎右衛門の実弟甚七は、西灰屋の経営だけでなく、角灰屋を含む他の一族の経営支援も積極的に行っていた。

年不詳であるが、橋本家文書の中に、日照山国分寺（備中国分寺）の住職が甚七に送った書簡が残っている<sup>9)</sup>。それによると、住職（増鉄和尚<sup>9)</sup>）<sup>10)</sup>は、角灰屋当主宗久の長男政治郎に学問の志があり、儒学を修得するため上京することについて甚七から相談を受けており、その回答を記している。住職は、「御公辺」へ願い出たのでは希望が叶わないとして、冷症・下血などの病気である旨を申し立てるのが良いこと、「御逼塞之願<sup>者</sup>以外<sup>之</sup>」などとアドバイスしている。この時、甚七は、政治郎に付き添って自身も上京したい旨、住職に相談しており、住職は「貴様（甚七）御出京願相叶上ニ而ハ、手代衆御頼置被成候而无別条候、併二三ヶ年も御捨置被成候而无覚束御事」と答えている。上京の願いが叶った際は手代衆に跡のことを頼んでおけば問題ないこと、しかし二三年も家を空けるのは心配であると記しているのである。ここから、甚七が、角灰屋の跡取りである政治郎に対して親代わりに面倒を見ていた様子がうかがえる。この書簡には、「政治郎殿御袋、唯今迄ハ本家より隔り御隠居ニ而、御母子御一緒ニ御座候由」とあり、政治郎は角灰屋から離れて隠居した母親と一緒に住んでいたことが分かる。この辺りの家庭事情の詳細は分からないが、享保期頃には「宗久老」とも呼ばれていた父親の角灰屋宗久に代わり、西灰屋の当主である甚七が、政治郎を一人前の角灰屋当主となるよう育てていた様子が見て取れる。事実、政治郎は、甚七の長女富と結婚しており、両者には強い絆があったことがうかがえる<sup>11)</sup>。

このほか、次に述べる通り、西灰屋甚七は実兄である「干浜灰屋」の次郎

左衛門や、角灰屋から分家した「岡灰屋」にも支援の手を差し伸べている。

### 1 - 3 干浜灰屋・岡灰屋

灰屋一族には、他に「干浜灰屋」と「岡灰屋」という分家が存在した。橋本家文書には、ごく僅かではあるが、これら分家に関する文書が残っている。

干浜灰屋は、次郎右衛門家の三代目三良右衛門正直の三男が分家した家である。屋号の通り、向島の干浜（肥浜）に居を構えていたと考えられる。

享保10年（1725）12月15日に干浜灰屋次郎左衛門が尾道町年寄りに宛てた文書<sup>12)</sup>によると、「私儀、向嶋干浜ニ身上不如意ニ而逼塞仕罷在候、年罷寄病氣ニ付、御当所土堂町抱家壺軒、同所灰屋弟甚七方<sub>江</sub>支配頼置」とあり、家計が逼迫し隠居生活に入るため、弟の西灰屋甚七に尾道土堂町にある抱家の修築を依頼している。2年後には抱家の修築に向けて次郎左衛門と角灰屋宗久、次郎右衛門家の当主弥一右衛門、西灰屋甚七の一族四家で相談しているが、結局は甚七が一人で修築費を支出し、抱家の修築を行っている。<sup>13)</sup> また、甚七亡きあとの享保18年（1733）4月28日には、甚七が遺した銀4貫目が遺言により干浜灰屋次郎左衛門へ遣わされ、また角灰屋からの1貫目と合わせて計5貫目が次郎左衛門へ遣わされている。<sup>14)</sup> これらのことから、享保期頃には、西灰屋甚七が灰屋一族を牽引し支えていたことがうかがえる。

このほか、先の系図にはないが、岡灰屋という分家が存在していた。岡灰屋に関する覚書<sup>15)</sup>によると、「岡灰屋始義、福山より悴老人連罷帰同居ニ而御座候、是ハ政治郎母契約ニ而有之」とあり、政治郎の母つまり角灰屋当主宗久の妻が福山から悴1人を連れてきたことが始まりであるという。この妻とは、図1-2の系図によると、宗久の二番目の妻蓮誉栄薫が「福山某氏女」とあることから、この栄薫が宗久の妻となる際に福山から連れてきた悴が岡灰屋の元祖ということであろう。

しかし、この岡灰屋は、早々に家計が立ち行かなくなっと思われる。先の覚書では「酒場附岡灰屋抱家之儀、近年渡世向相調不申候ニ付、いわしや（鱈屋）徳右衛門、あかや（阿賀屋）喜右衛門、はいや（灰屋）甚七方より銀子取替都合三貫目余ニ而御座候」とあり、渡世向き困難のため、甚七らから借銀をしており、その返済も困難になっていたことが記されている。その結果、「唯今之通ニ而蟄居仕候而<sub>度</sub>渡世向之事必止<sub>与</sub>不參申候故、右之抱家売払申候而、有余銀ニ而宗久老養入之家<sub>江</sub>罷出、商売も仕、渡世之呑込ニ而御座候」とあり、



抱家を売却し、角灰屋宗久のもとに入り、商売に従事しようとしている。享保12年（1727）には、岡灰屋の勝三郎や幾蔵らが西灰屋甚七に対して、居宅の売却について相談しており、甚七のアドバイスに従い、銀6貫800目で角灰屋へ売り渡すことにしている<sup>16)</sup>。恐らく、このことにより、岡灰屋は短期間で消滅したものと思われる。

#### 1 - 4 西灰屋のその後

以上のように、享保期頃には一族を全面的に支えてきた西灰屋の当主甚七であったが、甚七自身には後継ぎがなく、様々な形で一族を支えたあとは、その資産を分与して亡くなった。西灰屋で営んでいた酒造業については、享保8年（1723）に休業し、酒造株を角灰屋の当主専右衛門（政治郎のこと）へ譲渡している。また、同じく西灰屋で営んでいた質店についても、角灰屋が引き取り、支配人を配置し、「西灰屋」の名を残したまま、角灰屋の支店（「西灰屋質方」）として営業を続けていくことになった。

西灰屋におけるその後の経営の詳細は不明であるが、醸造部門については、嘉永期頃に角灰屋の当主吉兵衛（静娯）の実弟である恒次郎が西灰屋を継いで当主となり、酢醬油醸造販売業を開始している。この間100年以上もの間、西灰屋は当主不在のまま、角灰屋によってその家業が担われていったのである。また、西灰屋の質店については、角灰屋の支配人が経営する状態が明治維新まで続いていたが、明治2年（1869）に支配人の儀助が莫大な損失を出して廃業したあとは、角灰屋に吸収されることとなった。

## 2 諸国廻船引請問屋灰屋次郎右衛門家とその動向

はじめに述べたとおり、灰屋一族の元々の本家は灰屋次郎右衛門家であり、港町尾道を代表する諸国廻船引請問屋であった。しかし、同家の経営やその活動については、これまでほとんど明らかにされていない。尾道が兵庫・下関に比肩すると言われる港町として、北前船など諸国廻船がもたらす産物の売買で栄えたことを踏まえると、問屋経営に関する史料や研究が乏しいことは、尾道の近世史にとって大きなネックである。次郎右衛門家の活動が明らかでないのは、同家の史料が今日まで伝わっていないからであり、橋本家文書が金融を本業とする角灰屋の文書であることから、角灰屋との関係で断片的にしか明らかにしえないという限界がある。しかし、丹念に見ていけば、

断片的ではあれ、次郎右衛門家の動向をある程度浮かび上がらせることができる。ここでは、近世の灰屋一族の動向を知る鍵となる次郎右衛門家について、可能な範囲で明らかにしてみたい。

## 2-1 東灰屋と中灰屋

灰屋次郎右衛門家は「東灰屋」として知られている。しかし、当初から東灰屋だったのではない。そのことが分かるのが、角灰屋の元祖について記した「為後來心得之記置」<sup>17)</sup>という覚書である。角灰屋の元祖は、系図上では二代目次郎右衛門信孝の長男次郎右衛門徳惇（香誉宗薫）となるはずである。しかし、この文書によると、「実ハ花林様（元祖次郎右衛門正栄）御死去後、月江様（正栄の妻）式拾三年御存生ニ而、当家江御隠居心ニ而御引別レ、別世帯ニ相成、（中略）其後中灰屋より香誉様御入家被成」とあり、元祖次郎右衛門正栄の妻月江が、正栄の死後23年間存生しており、隠居して中灰屋から香誉（宗薫）を迎え入れたとし、したがって角灰屋の元祖は香誉つまり次郎右衛門徳惇ではなく、月江であると記している。ここで注意すべきは、角灰屋の当主となる香誉が中灰屋から入家したと書かれている点である。つまり、次郎右衛門家は、当初は東灰屋ではなく中灰屋であったことが、この記述から明らかである。灰屋次郎右衛門家は、ある時点で中灰屋から東灰屋に変わったのであり、それは後述するように、次郎右衛門家の家業経営と密接に関わっていたのである。

## 2-2 灰屋次郎右衛門家の経営動向

そこで次に、灰屋次郎右衛門家の問屋経営の動向について見ていきたい。

実は、次郎右衛門家の問屋経営は、近世中期段階からすでに動揺を見せつつあった。

享保11年（1726）4月、次郎右衛門家の手代である弥六と惣四郎が尾道町年寄らに願書を提出している<sup>18)</sup>。それによると、次郎右衛門家では、当主の弥一右衛門（五代目次郎右衛門）が病気のため、先代の遺言により、西灰屋甚七を後見として、すでにこの時期、手代たちに店の支配を委ねていたのである。手代たちは銀10貫目を「算用銀」として当主から預かり、それを元手に問屋業に従事していたが、正七という手代が、客方からの売物を相当に引き込んだまま、代銀の支払いを行っていないとして、不正が発覚している。

結局、甚七の仲介により、角灰屋宗久から仕切銀を一時的に借り受けて代銀の支払いに当て、当座を凌いでいるが、享保期の段階で早くも経営不安をのぞかせている。

また、詳細は後述するが、安永3年（1774）正月、次郎右衛門家では、三成屋芳右衛門という商人から銀20貫目を借用しており、この借銀の取次を行った角灰屋に返済を肩代わりしてもらったうえに、利息の返済をめぐる角灰屋を巻き込む形で争論に見舞われている。

次郎右衛門家のこうした経営状態は、ほぼ18世紀を通じて継続していた模様であり、角灰屋の資金的支援にかなり依拠しながら問屋経営を維持していたのが実情のようである。

次郎右衛門家の動向については、もう一点興味深い史料として、享和2年（1802）の八幡宮社人永井和泉守による「永代年中日記」がある<sup>19)</sup>。その11月朔日の項に、「中灰屋次郎右衛門・天満屋左兵衛同道ニ而私宅へ被参候而」という記載がある。ここでは明確に「中灰屋次郎右衛門」と記している。

そして、この中で、次郎右衛門（8代目次郎右衛門正甫）は、永井が天満屋左兵衛に話したことについて、自分にも話を聞かせてほしいと永井のもとを訪れている。その話とは、「近年大家一統衰微致候段、甚気毒」という話であり、このことに関連して、「先年御親父（6代目次郎右衛門栄光）より御頼ニ付、貴様（8代目次郎右衛門正甫）御身前当社之産子と致度」ということで、以後は八幡宮を毎月怠りなく社参するので「太吉（8代目次郎右衛門正甫）義無異成長致候様ニ御祈念」の祝詞をあげてほしいと先代から頼まれ、祝詞をあげたのだが2～3年後には止んでしまったという。また、7代目次郎右衛門からも、「当社内へ祭神を鎮呉候様ニ」と頼まれ、これも社を据えて祭礼を執行してきたが、またも2～3年で沙汰止みになってしまったという。その後さらに1～2年の間、祭日に「神酒杯持参致せ備へ、灰屋家運長久之旨祈念」してきたが、「願主より無沙汰故、夫より神酒備ル事も相止、社も年数を積り破損致、今<sub>著</sub>社跡計リニ相成」という有様であったという。そのため、神主の永井は懇意にしている左兵衛に対し、「今に改而発心致、尊敬致候ハ、（中略）灰屋先年之通り繁栄致ましきものニも不有、何分ニも神明へ約を違る事恐れ入たる事と存候」と話したという。この話を聞いた次郎右衛門が永井のもとへ真意を確かめに訪れたのである。それに対し永井は、左兵衛とは兄弟同様の親交があるため隔意なく話をしていたところ、「当時大家、先年

より之富家、皆々金銀才覚宝乏少ニ成衰へ申候」という話になり、その中で、「灰屋次郎右衛門方、近年不手廻り、凶事多万事心痛致居申候」という話が出て、図らずもそのような話をしたのだと、返事をしている。

この記述は、当時の灰屋次郎右衛門家の状況を如実に物語っており、同家の問屋経営は長期の苦境にあったと見ることができる。同時に、ここでは、尾道町全体としても、廻船取引の活発化に伴う客船争奪の激化に伴い、旧来からの豪商の経営不振が顕著になっていたことを物語っており、広島藩札が下落し、金融不安が高まる天保～弘化・嘉永期よりも以前に、多くの豪商が経営不振に陥りつつあったことをうかがわせる。

### 2-3 問屋株の売却

灰屋次郎右衛門家の経営不振は、実際、問屋株の質入・売却となって表れている。寛政12年（1800）極月、灰屋次郎右衛門は家業である廻船問屋の問屋株を角灰屋吉兵衛に質入し、銀28貫目の借用を受けている。この問屋株の質入借用の契約は、文政4年（1821）極月に更新され、再度28貫目の質入証文が作られている<sup>20</sup>。

橋本家文書には、文化10～14年（1813～1817）と文政4年（1821）の一時期分だけ、中灰屋の勘定帳が残っている。この勘定帳は、中灰屋における問屋口銭を中心とする収入と支出、角灰屋からの借銀をはじめとする諸々の貸借及び資産勘定（「銀目録」）を記したものである。まさに廻船問屋の経営に関する勘定帳であるが、恐らく、多額の借銀を受けていた角灰屋に経営状況を報告する必要があり、角灰屋へ提出されたものであろう<sup>21</sup>。

文政9年（1826）11月には、太吉（9代目中灰屋次郎右衛門家当主）が灰屋次郎右衛門問屋株を代銀50貫目で尾道町の大紺屋貞兵衛へ売却している<sup>22</sup>。廻船問屋としての次郎右衛門家は、ここで終焉を迎えたのである。

そして、中灰屋であった次郎右衛門家が東灰屋を名乗るのは、この後からであり、「東灰屋」が登場する史料上の初見は、天保3年（1832）である。同年8月、尾道町の竹原屋七郎右衛門が抱家の修繕普請を行うことについて、隣接する角灰屋吉兵衛の抱家に影響が出ることを懸念して出した覚書<sup>23</sup>があるが、その中で竹原屋が修繕普請する抱家を「東灰屋西隣竹原屋借家」と記している。このことから、同年には東灰屋が存在したことが分かる。一方、中灰屋が史料上に登場する最後は天保3年正月である<sup>24</sup>。したがって、この

年に次郎右衛門家は屋号を東灰屋へ変更したと考えられる。

天保4年（1833）2月8日、角灰屋当主橋本吉兵衛は太吉に対し、札銀24貫目弱の貸銀帳消しと札銀15貫目の借銀立て替え、さらに札銀80貫目の譲渡を行っている<sup>25)</sup>。つまり、角灰屋から次郎右衛門家に対して大幅な資産譲渡による経営基盤の補強を行っているものであり、廻船問屋を廃業した中灰屋が東灰屋として再出発するために行われたものと考えてよいであろう。角灰屋による次郎右衛門家再興へのテコ入れが、この時期に行われたのである。

#### 2-4 灰屋次郎右衛門家の屋敷

近代における橋本一家の居宅は、松村敏氏の指摘によれば、東橋本・中橋本・西橋本の呼称が、実際の居宅の地理的位置とも対応していた。では、中灰屋から東灰屋となった次郎右衛門家の屋敷はどうなっていたのか。

中灰屋だった時代の次郎右衛門家については、佐渡の廻船商人笹井秀山が記した日記の中で詳しく紹介されている<sup>26)</sup>。笹井は文化10年（1813）7月23日に尾道を訪れており、灰屋次郎右衛門の屋敷を宿として尾道町内を回り、各所の様子を記している。その中で次郎右衛門家の屋敷について次のように記している。

扱、船頭衆へ一礼申、陸にはい（灰）屋の小もの（者）有りける故、同道案内いたさせ、問屋浜の丁、灰屋次郎右衛門方へおち着申候、尾道も、家居大ニして、宜敷土地成、家数凡四千計有之よし、此灰屋殿屋敷至て大イ也、方壺丁四方も可有相見へ申候、二階なそ天上板迄の間、式丈計も可有之高き物也、かぎの手に廻りたる二階座敷也、凡畳六、七拾畳も引け可申相見へ、至て広きもの也、暫船中の疲をやすめ、八ツ頃にも相成、宿の常蔵と申ス小者の案内にて、兩人山の手へ登りし処、先禅宗天寧寺といふ寺有之、各参詣ス

この記述によると、中灰屋次郎右衛門家は「問屋浜の丁」（住吉浜付近）にある大きな屋敷であり、屋敷の長さは「方壺丁四方」つまり100mほどあって、鍵型に曲がった二階座敷があったという。また笹井は、次郎右衛門家の奉公人の案内で、屋敷から山の手へ登った先の天寧寺へ行き、参詣したと記している。

また、橋本家文書には寛政11年（1799）の中灰屋次郎右衛門の売券状が1通残っており、それによると「土堂町之内下側裏」にある自身の屋敷の一部を角灰屋に売却している<sup>27)</sup>。

以上のことから、中灰屋の屋敷の位置をほぼ推定することができる。図2は、文政4年（1821）「尾道町全図」を参考にしつつ、弘化4年（1847）「尾道町惣図」<sup>28)</sup>をもとに灰屋一族の居宅配置を示したものであるが、「土堂町之内下側」にある屋敷地で一部が角灰屋の所有になっている場所としては、「浜之小路」の西側にある区画が該当する。さきの売券状によると、次郎右衛門の屋敷の東隣は「油屋本助抱」になっているが、この区画の東隣も文政4年「尾道町絵図」では「油屋本助抱」と書かれている。この場所は、天寧寺に行く道にも程近く、また、敷地の広さも、1丁四方ではないものの、角灰屋の敷地部分も含めると1丁程度の長さを有している。従って、恐らくこの場所が旧中灰屋次郎右衛門家であったと思われる<sup>29)</sup>。なお、他にこの近隣で灰屋が所有する大きな屋敷としては、「浜之小路」のすぐ東側に面した場所に「橋本酒店」と記された場所（弘化4年「尾道町惣図」に記載）があるが、これは角灰屋が経営する酒店で、長くこの場所で酒造経営を行っていたものと思われる。

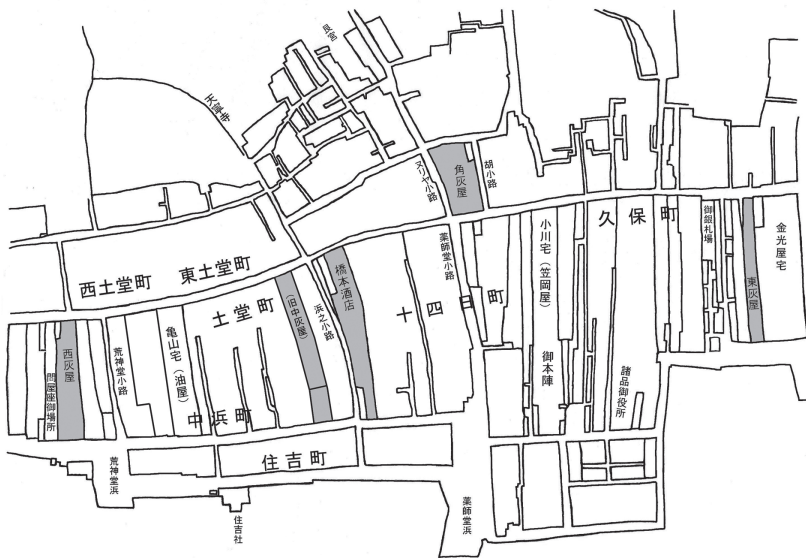


図2 灰屋各家の配置（弘化4年時点）



一方、東灰屋宅は、弘化4年「尾道町惣図」では、中久保町にある金光屋の屋敷の西隣に記されている。笹井の日記に記された次郎右衛門家の場所とは明らかに違っており、敷地面積も小さい。この場所は、文政4年の時点では「住屋長十郎抱」と記されており、明らかに、東灰屋は移転してこの場所に居宅を設けたことが分かる。住屋から角灰屋の手に渡った後、次郎右衛門家が借り受ける形でここを東灰屋としたのである。

つまり、中灰屋は、もともと灰屋一族の屋敷の位置関係で見ても真ん中に

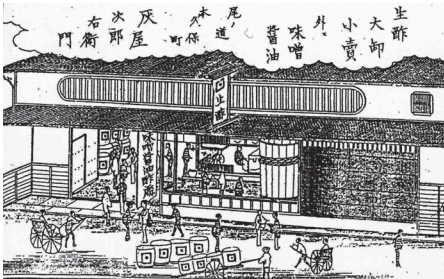


図3 東灰屋店舗  
（『備後の魁』〈明治16年〉より）

位置しており、中灰屋から東灰屋へ改称するのと同時に、屋敷の位置も東へ移動したのである。

東灰屋となった当時の次郎右衛門家当主は9代目の太吉（長右衛門・三郎助）であり、太吉の代に東灰屋となった次郎右衛門家は、同時に廻船問屋から造酢業を専業とする店へ転換したのである<sup>30)</sup>。

### 3 灰屋吉兵衛家（角灰屋）関係文書にみる経営変化

次に、橋本家文書の出所である角灰屋の系譜とその歴史的展開について、考察を進めていくことにする。

先に2-1で紹介したように、角灰屋の創始については、「為後來心得之記置」という覚書があり、年代は不明であるが、角灰屋の4代目専右衛門以降の代に作成されたものである。この覚書によると、角灰屋の元祖は、宗久が所有する書類では2代目次郎右衛門信孝の長男次郎右衛門徳惇（香誉宗薫）であるとされているが、実際は、元祖次郎右衛門正栄の妻月江であると記している。その理由は、正栄は中灰屋で年忌弔いをしているのに対し、月江は角灰屋で弔っていること、また家紋も中灰屋とは異なっているからであり、「月江様御跡目心ニ而御里方之定紋を御用被成事ニ被考、左スレハ於此元（角灰屋）ニ者月江様を元祖与心得候事」として、月江を角灰屋の元祖と心得るようにと記している<sup>31)</sup>。

以下、角灰屋当主は、橋本家中興の祖<sup>32)</sup>とされる3代目灰屋長右衛門宗久、さらに4代目専右衛門徳惇（政治郎）と続く。

### 3-1 米穀・魚肥質貸業の時代

さて、はじめに述べたように、橋本家文書に含まれている角灰屋の経営関係文書は、近世中期と後期とで内容面で大きな違いがある。

近世中期（18世紀以前）の文書では、4代目灰屋専右衛門の名義（もしくは改名前の政治郎名義、注11参照）で作成された享保期（1716～1736）の「万本貸日記」「万本貸帳」「穀物質貸帳」「穀物買入帳」「本貸帳」といった大判の堅冊・横半の帳簿が存在する<sup>33)</sup>。尾道の問屋商人らに対する質貸の記録であり、貸銀額やその質物である諸国の米穀・魚肥や綿・煙草・茶などの品目、保管している蔵や返済額・残銀などが記されている。質物となった米穀・魚肥類は、北前船などの諸国廻船によってもたらされたものであり、遠くは越後・庄内・能代などからもたらされている。

言わば、港町尾道の経済機能を象徴する隔地間交易の記録である。角灰屋は尾道商人に対するこうした米穀・魚肥の質貸によって発展を遂げてきたのであり、豪商角灰屋の隆盛ぶりを如実に物語る経営史料である。

なお、専右衛門が政治郎名義の頃はまだ10代であり、1-2で紹介したように西灰屋甚七が活躍した享保17年（1732）頃までは、甚七の支援により角灰屋の経営が支えられていたのである。

専右衛門が没した宝暦8年（1758）2月以降は、専右衛門の長男で5代目の長右衛門徳栄が家督を継いだ。恐らくこの徳栄の時代に、経営統括部門である「納戸」が置かれたと考えられる。角灰屋の経営組織については、すでに紹介したことがあり<sup>34)</sup>、経営を統括する「納戸」のもと、質方・酒造方・西灰屋質方、および、干浜（肥浜）・富浜・津部田（粒田）浜などの塩田経営部門があり、それぞれ支配人を配置して経営を行っていた。この「納戸」の史料上の初見が宝暦8年10月であり<sup>35)</sup>、事情は明らかではないが、徳栄へ代替わりして早々に設置されたと考えられる。

また、橋本家文書には、橋本徳栄名義の明和4年「内外算用帳」と「諸取替之帳」という2冊の横長帳がある<sup>36)</sup>。「内外算用帳」は角灰屋の内方（家内）と外方（店）の貸借を記した帳簿である。「内算用」では、内方の「納戸」における元銀と店の「質方」に対する取替銀を記し、「外算用」では、店の「質方」における元銀と内方からの借用銀やその返済、及び、店の「酒方」における元銀や内方からの仕込米などの借用と酒の販売代銀による返済など、角灰屋



の店の勘定を記している。この算用帳は、文政・天保期以降の橋本家文書に見られる「本家惣勘定帳」と各店・組織（塩浜）の経営動向を記した「勘定扣（控）」を合わせたような帳簿である。また、「諸取替之帳」は灰屋次郎右衛門をはじめとする尾道商人への干鰯・諸国米・繰綿などを担保とした質貸銀を記載した帳簿であり、「内外算用帳」と同時に作成されたものと思われる。

この2冊の経営帳簿は、角灰屋の資産を把握するためにまとめられた帳簿であり、経営統括部門としての納戸が設置されて以降、資産勘定のあり方が整備されてきた様子を垣間見ることができる。また、「諸取替之帳」に見られる諸国廻船からの荷揚げ商品を担保とした質貸銀の記録は、安永9年(1789)に尾道で問屋座会所が開設される以前における廻船問屋・仲買への資金的支援のあり方を示しており、先代の専右衛門から受け継いだ角灰屋のこうした問屋・仲買への貸付は、問屋座会所開設以後には見られない金融のあり方である。

### 3-2 経営の転機と確立

5代目長右衛門徳栄は明和7年(1770)に没し、弟の吉兵衛徳貞が後継となった。図1-2の系図の元になった略系図には、徳栄の死は「夭」と書かれている。生年が分からないが、父親の専右衛門が宝暦8年(1758)に46歳で没したことを考えると、明和7年時点では、徳栄はまだ40歳に満たないくらいの年齢であったと思われる。

後を継いだ6代目吉兵衛徳貞の時代は、角灰屋にとっては一つの転機となる時代であったと言える。

安永4年(1775)8月13日、徳貞は西灰屋から受け継いだ酒造株をもとに酒造経営を開始する<sup>37)</sup>。これは、西灰屋甚七が享保8年(1723)に酒造業を休業し、専右衛門に譲渡していたもので、その後長男の徳栄や弟の徳貞が角灰屋を相続する中でこの酒造株を保持してきたのであるが、この年新たに酒造商売を開始したというものである。角灰屋では、これ以前よりすでに酒造経営は行われており、この酒造業開始は、甚七亡きあと休業したままであった西灰屋酒造方の営業再開を示すものであった。

甚七後の西灰屋の経営を立て直した徳貞であったが、一方で、安永3～8年(1774～1779)に中灰屋次郎右衛門家の借銀をめぐって、争論に巻き込まれる事態となっている<sup>38)</sup>。

安永3年（1774）正月6日、灰屋次郎右衛門が銀子入用のため三成屋芳右衛門という商人より銀20貫目を借り受けたが、角灰屋の取次により証文を作成するよう芳右衛門から要請され、やむなく取次証文を提出した。次郎右衛門は3月10日にも銀5貫目を借り受けたが、その後、この2つの借銀とも、次郎右衛門からの返済が延引となり、芳右衛門から角灰屋へ催促が求められた。角灰屋からの再三にわたる催促にもかかわらず次郎右衛門家からは返済がなされなかったため、やむなく角灰屋が立て替えることとし、元銀については全て返済したという。しかし、利銀については、借主の次郎右衛門家が返済するよう取り決めたにも関わらず、次郎右衛門家からは利銀の支払いもなされなかったという。

安永7年（1778）、三成屋から催促人が角灰屋のもとへ押しかけた。翌安永8年（1779）正月24日からは、煙草屋佐兵衛・三成屋伝十郎・三成屋和助の3人が芳右衛門の名代と申して角灰屋へ催促に来るようになった。角灰屋としては、利銀は次郎右衛門家が支払うものと返答したものの、3人の催促人は、銀子を受け取らないうちは催促を止めないよう芳右衛門から申し付けられたとして「居催促」を続けた。翌25日には、昼夜5～6人が角灰屋へ詰めかけ、催促がエスカレートしていった。この一件について灰屋吉兵衛（徳貞）が尾道町役人に宛てた願書には次のように記している。

又々追々人參、廿五日昼夜五六人差越相詰居申候儀<sub>茂</sub>有之、多人数之儀故、高声ニ申候故、相对<sub>茂</sub>得いたし不申、差扣居申候、然ル所、賄等<sub>茂</sub>芳右衛門方より膳椀等迄持運參、私方中之間ニ而賄酒宴迄いたし、人通り<sub>茂</sub>門前ニ立留り見物人共差つとい、甚困り入申候、漸廿五日夜半過御役方より被仰付候由申候而、催促人引取申候、あまり法外之仕形心外千万ニ奉存候

徳貞としては、そもそも角灰屋の借銀ではなく、全く次郎右衛門家への取次をしただけであるにもかかわらず、こうした催促を受けたことを心外千万と非難したのである。

この一件は、単なる借銀をめぐる争論と見ることもできるが、争論の起きた時期に注目したい。

尾道町では、この願書が出された翌年の安永9年（1780）に問屋座会所が設置されている<sup>39)</sup>。問屋座会所は、尾道の荷受問屋らに仕切銀の貸付を行う

機関であり、尾道に寄港する諸国廻船に対する仕切銀の支払いを即金で円滑に行わせることで、港町尾道の信用を高めることを意図したものであった。しかし、何故問屋座会所の設置が安永9年（1780）だったのかは明らかにされていない。問屋座会所は尾道豪商らの主体的な出資によって設置されたのであるが、その前年まで、尾道最大の豪商である角灰屋が、廻船問屋の資金調達に関わってこうした痛恨ともいべき争論に巻き込まれていたことは、問屋座会所設置の背景として無視できないものがある。

実際、問屋座会所の設置により、それ以前まで行われていた有力商人による荷受問屋らへの資金貸付は断ち切られることとなり、問屋や積荷を買い受ける仲買への資金貸付は、基本的に問屋座会所が担うように変化するのである。そして、金穀貸付業を本業とする角灰屋の経営も、後述するように、これ以降大きく変化していくのである。

ところで、角灰屋が「本家」を名乗っていることが確認できるのも徳貞の時代になってからである。史料上の初見は、安永5年8月の西灰屋による「本家指引帖」<sup>40)</sup>である。これは、西灰屋が角灰屋との間での銀子出入を記したもので、西灰屋は甚七亡きあと角灰屋の配下に置かれたことから、両家の関係の中で「本家」と称しているようにも見える。しかし、角灰屋質方の嘉兵衛による天明7年正月の「未正月勘定帖」<sup>41)</sup>にも「本家」と書かれており、この頃には角灰屋自体が「本家」を名乗っていたことが分かる。

先に紹介した明和4年（1767）の徳栄による「諸取替之帳」には、元々の本家である中灰屋次郎右衛門家に対して、莫大な貸銀を行っていることが分かっており<sup>42)</sup>、灰屋一族の元締としての地位をこの頃にはすでに築いていたと言える。

先に紹介した笹井秀山の日記には、角灰屋の記述も登場する。

扱、十四ヶ町（十四日〈とよひ〉町）あり、爰に灰屋の本家に門（角）灰屋吉兵衛殿といふあり、家居あまりに大イにあらね共、金銀都て多し、田禄弍千石計も有之よし、酒と質の外金銀多く、差引致す尾道一番のものとかや、貸屋も弍千軒余有之由、灰屋の元メをいたし候よしに候<sup>43)</sup>

角灰屋が尾道一の豪商であったことを簡潔に記しており、名実ともに灰屋一族の「本家」として、その地位を確立していたことを裏付けている。

### 3-3 19世紀における経営の変化—竹下・静娛の時代—

徳貞が文化5年（1808）に没したあと、角灰屋の当主を継いだのが竹下であった。竹下は、三原の川口家から養子として角灰屋に入り、徳貞亡きあと吉兵衛を襲名した。家督を継ぐと、僅か19歳にして町年寄となった。竹下は郷儒島居實齋に句読を習い、その後菅茶山や頼山陽に詩を習ったとされており、『竹下詩鈔』を著したことで知られる。ただ、竹下の略歴覚書<sup>44)</sup>によれば、「五十失明、屢請暇不得、五十六始テ職ヲ解事ヲ得タリ」とある。寛政2年（1790）生まれの竹下が56歳の時とは弘化3年（1846）であり、その頃に隠居したことになる。

後を継いだ長男の静娛は、当時20歳であり、角灰屋の経営は支配人の嘉兵衛（天明期に登場する嘉兵衛とは別人物と思われる）が実質取り仕切っていたことが、橋本家文書からうかがえる。「灰屋嘉兵衛」は、天保5年（1834）から本家の支配人として証文の宛名に登場し始める。以後、嘉永期段階までの証書類は、当主の吉兵衛よりも支配人の嘉兵衛宛てに多く出されている。

竹下の長男である静娛は、家督を継いだ弘化末期以降、角灰屋当主兼町年寄として精力的に活動するが、問屋座会所（嘉永3年〈1850〉11月に問屋座御場所と改称）や諸品会所（弘化4年〈1849〉8月に諸品御役所と改称）などへ頻繁に出勤するなど、対外的な活動が多く、角灰屋の商家経営自体は、嘉永期頃まで支配人の嘉兵衛の差配に負うところが大きかったと思われる。

橋本家文書によると、安政期には、新七（真七郎）・林次（林次郎）が支配人として登場するようになり、嘉兵衛が最後に登場するのは文久3年（1863）12月<sup>45)</sup>である。恐らく、竹下が亡くなったのを区切りに、自身も引退したのではないかと思われる。

この嘉兵衛が支配人を務めた吉兵衛竹下・静娛の時代には、角灰屋自体の経営も大きく変化していった。

角灰屋の家業である金穀貸付業は、問屋座会所の設置を契機として、他国廻船が尾道で荷揚げした綿・干鯛・米などを担保とする為替銀貸付から、家屋敷を担保とした貸付や証文・手形による貸付へと変化していった。銀札相場下落による広島藩内の金融不安が顕著になる19世紀半ば以降になると、貸付範囲を次第に限定する方向へと、さらに変化させていった。とくに、中灰屋の廻船問屋廃業に象徴される一族・別家の経営危機が深刻化していくと、

嘉永期頃まで盛んに行っていた福山藩領や周辺地域への高額の貸付を大幅に整理・縮小し、幕末には、灰屋一族に対する資金融通を明らかに重点化させていくようになるのである<sup>46)</sup>。

### 3-4 幕末における角灰屋の苦境

幕末にかけての角灰屋の経営変化は、同家の経営面での苦境を表すものであったと言える。

改印札を発行して旧藩札の大幅な切り下げ（「五百掛相場」）が行われた後の嘉永5年（1852）11月、尾道では公認されていた両替職の殆どが廃止され、東屋半次郎・亀山元助・竹原屋調兵衛の3名に対し、新たに独占的な両替業務を実施させるという改編が行われた<sup>47)</sup>。天保期以来、亀山元助と共に「式軒両替」として尾道の両替業務を統括してきた橋本吉兵衛が、この時なぜ両替業務から外れたのであろうか。

じつは、この翌年（1853）の3月、角灰屋は御札場から受けた拝借金について、返済の猶予を歎願している<sup>48)</sup>。

角灰屋は三原天保浜の普請に関わって、天保13年（1842）4月に広島藩から拝借金500両を受けており、その上納皆済を求められたのであるが、藩札の改印札への切り替えに伴う「五百掛相場」の実施などにより、「時節柄一統不融通ニ而一円金子相調不申」となったため、拝借金の返済猶予を願い出たのである。当時の金融不安は、尾道一の豪商であった橋本家でさえ、返済猶予を歎願せざるを得ないほどの状況だったのである。

また、この時期の角灰屋の経営状況を物語る好個の史料として、嘉永7年（1854）に作成された角灰屋の家法<sup>49)</sup>がある。これは、静嫺の時代に作成されたものであり、支配人が嘉兵衛から真七郎らに代わる時期にあたる。

この家法では、まず角灰屋の経営のあり方について、「第一納戸ハ根元之支配、諸事手本」とすべきこと、また、納戸の統括下にある「質店・塩浜等之支配」については、商事出精に励みつつも「従来商事之外都而新規之業事不相成」と規制している。そのうえで、近年の角灰屋の経営に関する苦境を次のように記している。

去辰年（文政3年）より嘉永四亥年迄三十二年の間、金相場高下仕候ニ付、一統心痛仕候処、翌子閏二月四日より金壺両三拾貳貫五百目ニ而御引替被

為下候御義御触示（中略），然ル処，天保浜御普請金者他借ニ而差出，彼是借金及多端，（中略）時勢成行トメ貸附残銀ハ一向不約，如何共浮沈之場合，主從寢食も不安候次第ニ行当り候，ケ様之時たり共，他借銀サハ無之候ハ、左程心痛も有之間敷<sub>者</sub>存候ニ付，近来成たけ払込方出情心掛，手残り今一段之処払切候上ハ，縦令必用銀入用出来候共，決而借用仕仕間敷（後略）

32年前からの金相場高下（とりわけ銀札相場の大幅な下落）による金融不安の状況下，角灰屋では，藩からの拝借金を受けて三原天保浜を完成させたが，結果として，これがその後の経営不安につながったとしている（この拝借金が嘉永6年（1853）に返済猶予願を出した金500両のことであろう）。貸付残銀の返済は行き詰まっており，他借銀さえなければこれほど心痛することもなかっただけに，暫くは払込みに出精することとし，皆済したあとは，たとえ必要な入用銀であっても決して他借はすべきでないとしている。

また，一族・別家の経営に対する統制については，次のように記している。

別家・小店之義<sub>者</sub>幼年より無事ニ而年来相勤候上，相応之跡式ニ可成人当有之候而別家仕候家風ニ而，（中略）本家同商古来より不相成，外商事ニ而成たけ出情致，（中略）縦令心配之時節有之候共，自分之油断不心得より之事業共不顧，本家へ縋りケ間敷事一切申出間敷，（中略）譬ハ主家ニ分家之節，仕分致候上<sub>者</sub>，是迎も同様，銘々銀出情致，本宅へ縋り候義致間敷候事

奉公人から独立した別家・小（子）店については，幼年より無事に勤め上げ，家督を継げる相応の人がいれば別家させる家風である。別家は本家とは異なる商売に出精することとし，たとえ経営上不安があっても，自己の不心得により事業に失敗したことを顧みず，本家にすぎるようなことは一切してはならないとしている。また，本家から分家する場合も，同様にそれぞれが出精し，本家へすぎるようなことはしないようにと記している。

このような家法の記述は，実際に分家・別家の経営において，本家角灰屋の負担を強いる事態が絶えなかったことの裏返しであり，実際，この家法が作られたあとも，一族別家の経営は家法通りにはいかなかったのである<sup>50</sup>。



### 3-5 角灰屋による一族各家の再建

以上のような嘉永期までの状況を踏まえ、角灰屋では、それまで広げていた貸付銀の範囲を縮小し、次第に灰屋一族への資金的支援に重点化していった。事実、当時の角灰屋当主である静猷は、明治期にかけて、一族の再建に力を注ぐことになるのである。

以下では、静猷の時代における幕末・明治初年の一族再建への動きについて述べることにする。

#### 3-5-1 東灰屋

まず、東灰屋については、中灰屋から移転・改称した後、天保12年（1841）2月には、9代目当主三郎助（長右衛門・太助）が銀60貫目を広島藩へ上納して12人扶持を受け、同時に町年寄並に任命されている<sup>51)</sup>。以後、三郎助は町年寄格を務めており、順調に再出発したように見える。しかし、その後の造酢業を家業とする東灰屋の経営は、角灰屋と同様の苦境にあった。

安政6年（1859）11月の灰屋三郎助による諸品御役所への歎願<sup>52)</sup>によると、天保12年（1841）以来、東灰屋は尾道にある藩の諸品御役所から商品仕入金の拝借を受けていたが、「弘化年中商事向ニ付、大造之損失仕、其後不仕合打続、御上納之業難相叶」という事態となっている。東灰屋では、質物として諸品御役所の蔵に保管していた品物の下げ渡しを受けて売り払い、その代金にて返済を行ってきたが、このままでは「忽家名滅亡ニ至り、御役前（町年寄格の役儀）之義も（中略）是以心底ニ相任不申様成行」として、拝借金の返済について、年賦5ヶ年の期間延長と利息の免除を願い出ている<sup>53)</sup>。藩内の金融不安を背景に、尾道経済全体の苦境が灰屋一族の経営にも及んでいたと言えよう。

東灰屋では、その後、9代目当主三郎助に直系の後継ぎがいなかったことから、世羅郡甲山町の小川家から長三を養子に迎え、角灰屋吉兵衛静猷の長女綱と結婚し、明治5年（1872）に長男太吉が生まれた<sup>54)</sup>。これにより、東灰屋は角灰屋の当主静猷の血筋により家の存続が守られたと言えよう<sup>55)</sup>。

#### 3-5-2 西灰屋

西灰屋については、甚七の没後、角灰屋が家を引き継いでおり、西灰屋の

質屋業は支配人に任せて営業を続けていた<sup>56)</sup>。しかし、明治2年(1869)4月に、西灰屋の支配人を務めていた儀助が莫大な損失を出して廃業することになり、諸帳面・印判を角灰屋へ引き渡している<sup>57)</sup>。西灰屋質方では、残務処理として、手形類や西灰屋が保有していた残り質を角灰屋納戸へ引き渡す作業を翌年中に行っており、帳簿上では明治3年(1870)をもって西灰屋質方は消滅している<sup>58)</sup>。

一方、西灰屋では、安永4年(1775)に、角灰屋の当主徳貞が甚七から相続してきた酒造株をもとに、西灰屋での酒造業を再開していたが、その後再び休業することになったものと思われる。しかし、嘉永期になって、静嫺の実弟恒次郎(常次郎)が西灰屋の当主として継承することになり、西灰屋での醸造業が再開されることになった。

大正4年刊の『尾道案内』によると、当時、西灰屋の奉公人となった箭筈(やはず)利八について、次のように記している<sup>59)</sup>。

十三歳の時(嘉永4年)、同市(尾道市)土堂町の富家西灰屋橋本常次郎に丁稚奉公を為し、(中略)主人常次郎は酢醬油醸造販売業を開始せんとするに際り、十数名の店員中より抜擢せられ同姓橋本長右衛門(東灰屋)方に該業を見習ひ、開業準備に従事すること一ヶ年半、爾後主家の該営業開始以来、原料の購入、醸造の監督、販路の拡張等一切の事務を担当(括弧内筆者)

恒次郎は、嘉永期に西灰屋の酢・醬油醸造販売業を新たに開始するため、箭筈利八に命じて、先行して造酢業を営んでいた東灰屋の醸造技術の見習いに派遣し、その1年半後に西灰屋での酢・醬油醸造を開始したのである。こうして、西灰屋は、角灰屋の管轄による質屋業に加え、西灰屋当主恒次郎による酢・醬油醸造業の二本立てで嘉永期に再建を果たした。恒次郎の父・竹下が存生中のこ



図4 西灰屋(橋本陽三郎)の店舗  
〔『備後の魁』(明治16年刊)より〕



とであるが、角灰屋では静娯と支配人嘉兵衛の手腕によって経営が支えられていた時代であり、西灰屋の再建も彼らによって果たされたと考えられる。

その後、恒次郎は明治4年(1871)に没した。家督を相続した長男の房之助(橋本淇園)は「天資商業を好まず」、書画・彫刻に秀でていたため<sup>60)</sup>、西灰屋の醸造経営は番頭によって担われたものと思われる。明治17年(1884)に淇園が32歳で没した後は、明治11年(1878)に井上家から養子に入っていた陽三郎が西灰屋の酢醬油醸造業を担っていった。

### 3-6 別家灰屋善助の酒造経営と「東店」

角灰屋による一族再建については、あと一つ、東灰屋創設後の中灰屋の扱いが残されていた。松村敏氏によると、明治10年(1877)になって静娯の三女タキと結婚した吉次郎が中橋本家を創設し、これを静娯による実質的な中灰屋の再興とされているが<sup>61)</sup>、この中橋本家の創業には、角灰屋の酒造経営が関わっており、やや複雑な経過をたどる。

角灰屋の酒造経営(「酒造方」)は、図2に記した「橋本酒店」を指すと考えられるが、弘化4年(1847)9月、角灰屋はこれを別家の灰屋善助へ譲渡している。

角灰屋吉兵衛が町年寄らへ出した願書<sup>62)</sup>によると、角灰屋の酒造株(酒造米高200石)について、「不勝手ニ付、当年仕込より酒造相止メ申度」とし、「当町灰屋善助儀、当年より酒造仕度」との希望があるため、「同人へ酒造株譲渡申度」としている。灰屋善助は、文政4年(1821)より角灰屋の手代として本格的に登場する人物で、天保5年(1834)以降には嘉兵衛に先行して支配人を務めている。

実は、この灰屋善助が角灰屋の酒店譲渡を受けた背景には、善助の側の事情も大きく関わっていた。支配人を務め、角灰屋における地歩を固めていた善助であったが、別家して店持となった直後から、経営難に見舞われていたようである。

弘化3年(1846)7月に善助から本家角灰屋宛に出した善助家救済の趣法に関する覚書が残っている<sup>63)</sup>。それによると、善助は別家独立したものの、「売事向何となく心得違手広仕候而追々不締合」となり「大造拝借」を受けることとなった。その後「多分損亡」となり、出店して年数も経たないうちに、救済のための趣法として本家角灰屋から「御恩借」を受けることになったと

記している。そして、この借銀を、角灰屋から譲り受けた酒造方での酒造仕込の元手にしようとしたのである。

こうした経営難に加え、善助にはもう一つの事情があった。善助は、別家した直後から酒造株を借り受けて酒造業を始めていたのであるが、弘化3年(1846)12月、幕府からの酒造統制を受けて尾道町奉行所から出された触により、借株での酒造業が禁止されることになった。角灰屋のように酒造株を所有する家では、自家はもとより出店での酒造経営も認められたのであるが、善助のように酒造株を借りて醸造を行っていた家では、自宅で醸造販売することを条件に、酒造株の譲受願いを提出することが求められたのである<sup>64)</sup>。そのため、角灰屋は、支配人を務めた善助家の家名相続を維持するため、自己の酒造株を譲渡することにしたのであろう。角灰屋が有する各店・組織(塩浜)の経営動向を記した「勘定扣」によれば、嘉永元年(1848)の秋仕込勘定を最後に酒造方の勘定は終わっており、それ以降の酒造経営は、善助の手に渡ったものと見られる。

ところが、灰屋善助が経営していた酒店は、明治4年(1871)11月に再び角灰屋へ引き渡されることとなった<sup>65)</sup>。明治5年(1872)11月、善助は角灰屋から金200両を借金しているが、その証文には、「酒造持悉皆御本家様御蔭ヲ以仕来候処、不仕合相続、相続難出来」として、「酒造持家道具共悉皆御返却」し、新たに小商いを始めたいが仕入金の元手がないため拝借金を歎願したと記している<sup>66)</sup>。こうして再び角灰屋の手に渡った酒店は、明治6年(1873)に改めて角灰屋の酒店として開店しており、これを「東店」と改称したのである<sup>67)</sup>。

なお、「東店」については、天保6年(1835)から13年(1842)にかけて、質店の営業も行っている時期があった<sup>68)</sup>。

したがって、東店は、天保末期まで質屋業と酒造業を営む2つの店が存在しており、天保13年(1842)8月8日に質店を引上げて以降、弘化年間末までは、酒造業のみの「橋本酒店」として営業したものと考えられる<sup>69)</sup>。そして、灰屋善助に一時期譲渡された後、再度、明治6年(1873)から角灰屋の「東店」として酒店の営業を再開したのである<sup>70)</sup>。

東店はその後、愛媛県新居郡西條東町の木村家から明治10年(1877)に静娯の婿養子として入った吉次郎へ譲渡されることとなった<sup>71)</sup>。これが、中橋本家の創設であり、松村敏氏はこれを実質的な中灰屋の再興とされている。

先に旧中灰屋の屋敷地を推定したが、「橋本酒店」は旧中灰屋に近く、また現在の橋本吉次郎商店は、この旧中灰屋の屋敷地があった場所のすぐ南にあることから、所在地から見ても、まさに中灰屋の再興であったと言える。ただし、中橋本家が受け継いだ「東店」の酒造経営自体は、元は角灰屋の酒造方であり、中灰屋の再興であると同時に、角灰屋の家業の一部を独立して受け継ぎ、建て直そうとするものであった。

東店の酒造経営は、明治13年（1880）までは角灰屋にて営業が続けられており、吉次郎が受け継いで東店の醸造経営を始めたのは明治14年（1881）からであった<sup>72)</sup>。

### おわりに

本稿では、尾道町橋本家文書の基礎的考察として、近世の豪商であった灰屋一族の系譜とその展開について述べてきた。

最後に、本稿のまとめと、商家文書の構造理解のための系譜研究の意義について述べておきたい。

次郎右衛門家を創始とする灰屋一族は、初代次郎右衛門（花林）の妻月江から角灰屋が分出し、さらに干浜灰屋・西灰屋・岡灰屋が分出する中、近世中期（18世紀初期）頃には西灰屋甚七が一族全体を支える活動を見せていた。

甚七亡きあと、西灰屋の家業は角灰屋が引き継ぐこととなり、専右衛門徳惇・長右衛門徳栄の代には、諸国廻船からの米穀・干鰯類や綿などを担保とする質貸業を活発に行って資産を蓄積した。徳栄の弟である吉兵衛徳貞の代には、名実共に灰屋一族の「本家」となる一方、問屋座会所の設立を契機として、諸国廻船がもたらす商品を担保とする貸付から、家屋敷を担保とした貸付や証文・手形による貸付へと次第に変化させていった。

一方、元々の本家であった次郎右衛門家は、18世紀中にはすでに経営上の問題を抱えており、角灰屋から多額の資金援助を仰いでいた。19世紀に入ると、広島藩の銀札相場下落による金融不安が深刻化し、藩経済の沈滞化と共に、経営難に瀕する尾道商人も増加していった。灰屋一族も、次郎右衛門家をはじめ、一族・別家の経営難が顕在化していった。

文政9年（1826）には、次郎右衛門家が家業の廻船問屋株を売却する事となり、「中灰屋」から「東灰屋」へ改称・移転し、造酢などの醸造業を本業とするようになった。

改印札への切り替えと「五百掛相場」による金融不安が顕著となった嘉永期には、本家の角灰屋も含めて一族・別家の経営は困難を極めていた。角灰屋では、当主の静娯と支配人嘉兵衛らを中心に一族の立て直しが図られ、明治期にかけて、静娯の血縁を軸に西灰屋・東灰屋さらには角灰屋の東店を受け継いだ中橋本家の再建・創設がなされていったのである。

以上の経過から明らかなように、商家は経営規模の違いはあれ、内部にいくつかの店や経営部門を有し、さらにいくつかの分家や奉公人から独立した別家を創出しつつ、全体として一族を形成していた。したがって、一つの商家の動きや商家文書の構造を理解するには、家内部の組織だけでなく、別家の創出や廃絶の変遷も明らかにしなければ、最終的な把握はできないのである。

橋本家のように、広島藩内でも最大級の有力商家の場合、店や経営部門<sup>73)</sup>が数多く存在し、それら組織の存廃や業種の変更、さらには別家の変遷が複雑に絡み合うため、その文書群の構造理解は容易でないことが分かる。

商家の変遷は、藩領域経済もしくは地域経済の動向を映す鏡であり、延いては、近世社会・近代社会そのものを映す鏡でもある。それゆえ、商家の系譜研究は、それ自体歴史学研究の対象となるものであるが、同時に、商家文書の構造理解にとって不可欠な研究でもある。このような系譜研究がアーカイブズ学において意識すべき領域であることを、本稿の考察を通じて指摘しておきたい。

## 注

- 1) 安藤正人『記録史料学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』(1998, 吉川弘文館) 41頁。もっとも、本稿のような歴史研究としての系譜研究をアーカイブズ機関職員の立場で行う場合には、アーキビストの倫理を踏まえた手順が必要となる。本稿のような研究は、その性格上、機関が作成した仮目録を一般に公開し、資料を利用できる条件や範囲を一般利用者と同じにしたうえで行うことが通常求められる(ICAアーキビストの倫理綱領〈全史料協ホームページに訳文掲載〉の倫理綱領08参照)。
- 2) 『広島県立文書館収蔵文書目録』第7集・第8集(2000, 2002, 広島県立文書館)。なお、現在はこの2冊の目録を改訂のうえ、1つに統合した目録PDFを広島県立文書館ホームページにて公開している。
- 3) 橋本家文書を使用した研究は多いが、近世の灰屋一族の経営に関する研究成果とし

- ては、中山富広『近世の経済発展と地方社会～芸備地方の都市と農村～』（2005、清文堂出版）がある。中山氏の研究は、とくに元禄～享保期段階の西灰屋や灰屋専右衛門（角灰屋）の質貸経営など、これまで殆ど着手されていない近世中期の経営分析に関する成果を含んでおり貴重である。また、橋本家文書全体に関する研究としては、本紀要において筆者が次の2論文を発表している。西向宏介「商家文書における経営帳簿組織の復元と目録編成一備後尾道橋本家文書を事例として」・同「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」（『広島県立文書館紀要』第4号・第5号、1997・1999）。
- 4) 松村敏「近代日本における名望家的地方資産家の存在形態—広島県尾道・橋本家の事例—」（『商経論叢』53-4, 2018, 神奈川大学経済学会）。
  - 5) 広島県立文書館の平成2年度企画展図録「近世尾道の発展と商人—橋本家文書を中心に—」（1990, 広島県立文書館）で紹介した「万本貸帳」「穀物質貸帳」「庄内・越後干鰯預り手形」「土佐泊干鰯仕切状」（図録では「土佐伯玄仕切状」としているが「土佐泊〈現・徳島県鳴門市〉干鰯仕切状」の誤り）などは、まさに近世中期段階の角灰屋関係文書の性格を代表するものである。
  - 6) 尾道市寄託の橋本家文書は、尾道市史編さん委員会事務局が管理している。
  - 7) 弘化4年「橋本氏先祖記 東灰屋分写」ほか略系図（尾道市寄託橋本家文書3「家系図」）。
  - 8) 『新修尾道市史』第5巻（1976, 青木茂編著, 尾道市役所）386頁。
  - 9) 2月19日「〔書簡〕（橋本甚七・政治郎殿御出京の趣等につき）」（広島県立文書館収蔵橋本家文書, 198806-3165〈以下, 198806で始まる登録番号の付いた文書は全て広島県立文書館収蔵の橋本家文書である。〉）
  - 10) 甚七・政治郎が史料上登場するのが享保期であることから、書簡は享保期のものと思われる。備中国分寺は、増鉄和尚が享保2年（1717）から19年の歳月をかけて建立したとされており、書簡の花押からは判断できないが、時期的に考えて増鉄和尚のものと思われる。
  - 11) さきに示した角灰屋系図の元となった尾道市寄託橋本家文書の中の角灰屋略系図には、政治郎の名は記されていない。しかし、政治郎が宗久の長男専右衛門と同一人物であることは、この国分寺住職の書簡で政治郎について「貴公様（甚七）御長女と嫁被成候御事」と記されていることで判明する（略系図には、専右衛門の妻富が「甚七女」とであると記されている）。なお、「政治郎」の名が橋本家文書の中で見られるのは享保14年8月の「借家請状之事」（198806-2124-1-13）が最後であり、一方「専右衛門」は享保15年8月の「預り申田畠之事」（198806-2124-5）に初めて登場する。したがって、政治郎が専右衛門に改名したのもこの頃と考えられる。

- 12) 巳（享保10）12月15日「口上覚」（198806-148-24）。
- 13) 享保12年12月晦日「灰屋治郎左衛門殿抱家二軒仕切并土蔵建申入用銀」（198806-473-2）。
- 14) 享保18年4月28日「覚」（「西灰屋伝七郎宛証書他13件」，尾道市寄託橋本家文書71）。
- 15) 覚書（「岡灰屋ニ関スル書牘」，尾道市寄託橋本家文書76）。
- 16) 「岡灰屋抱家一卷」（198806-3121）。
- 17) 「為後來心得之記置」（尾道市寄託橋本家文書3「家系図」）。
- 18) 享保11年4月「乍恐以書付奉願候口上之覚」（198806-2897）。
- 19) 享和2年9月「永代年中日記」（広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書，登録番号200004-91）。この文書の記載については，森本幾子氏の教示による。
- 20) 「証文式通 外ニ古証文式通」（198806-10361）。
- 21) 例えば，文政4年（1821）の「辰歳分惣勘定帖 中灰屋」（199806-989）の「銀目録」を見ると，前年繰越高（角灰屋からの前年借用分を含むと考えられる）が銀68貫目余，角灰屋からの新規借用残銀が17貫目余あり，このうち38貫目余をこの年に返済したことが記されている。
- 22) 文政9年11月「永代売渡申問屋株之事」（198806-2089-3-2）。なお，大紺屋はその後，天保12年12月に経営難のため角灰屋へ問屋株を売却している。
- 23) 天保3年「覚（東灰屋西隣竹原屋借屋表蔵修理につき証文）」（198806-10362）。
- 24) 天保3年正月「銀受渡之通」（200004-161-24）は角灰屋から中灰屋宛の貸銀の通帳である。
- 25) 天保4年2月8日「覚（札銀等譲り証文）」（198806-10356）。
- 26) 佐藤利夫編『海陸道順達日記-佐渡廻船商人の西国見聞記-』（1991，法政大学出版局）456～457頁。
- 27) 寛政11年「永代売渡家屋舗之事」（198806-1-3）。
- 28) 文政4年「尾道町全図」〈複製〉（200004-101，原文書は尾道市立中央図書館所蔵），弘化4年「尾道町惣図」（198806-1342）。
- 29) なお，寛永15年（1638）の尾道町地詰帳によると，「はいや二郎右衛門」は「荒神堂小路出口」に屋敷を持っていたことが記されている（『新修尾道市史』第2巻11頁）。したがって，初期には荒神堂浜に近い場所に屋敷があったと思われる。  
なお，中灰屋の屋敷地と推定した場所については，文政4年「尾道全図」では「竹原屋七郎右衛門抱」となっており，この時にはすでに売却され，名義変更されていたものと思われる。



30) 造酢醸造販売業としての東灰屋は、明治以降に橋本太吉商店となり、大正7年（1918）に尾道造酢株式会社となって現在に至る。

同家の造酢業は、天正10年（1582）に遡るとも言われ、また次郎右衛門家草創期の寛永期段階から造酢業を行っていたとの指摘もある（下野由貴「尾道酢の経営学－老舗企業の番頭経営－」、尾道大学経済情報学部『経済情報論集』9巻1号、2009）。勿論、灰屋次郎右衛門家も他の灰屋一族と同様に、廻船問屋を本業としていた時代からすでに造酢などの醸造業を行っていた可能性は考えられる。ただし、史料的にそれを裏付けるものは管見の限り確認されていない。橋本家文書においても、酢の販売が確認できるのは東灰屋となった後のことであり、中灰屋の勘定帳にも酢に関する記述は見られない。『新修尾道市史』第4巻（1975、青木茂編著、尾道市役所）でも触れているように、尾道町年誌帳（広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書）にも造酢業者に関する記述は見られず、灰屋次郎右衛門家が広島藩の御用酢座に任命されたとの記述（同書220頁）についても、その年代や史料的根拠が明確ではない。

31) 本稿の図1-2に示した角灰屋の系図では、覚書の記述に従い、最初の角灰屋当主である宗薫を2代目として作成している。

32) 『尾道案内』（1915、吉田松太郎著、中国実業遊覧案内社）48頁。

33) 享保6年「万本貸帳」（198806-1501）、享保8・14年「万本貸日記」（198806-487・567）、享保10年「万本貸帳」（198806-584）、享保12年「穀物質貸帳」（198806-585）、享保19年「穀物買入帳」（198806-586）、享保21年「本貸帳」（198806-1502）。

34) 西向前掲注3論文。

35) 宝暦8年10月「惣勘定覚日記帖」（198806-1681）。

36) 明和4年正月「内外算用帳」（198806-1560）、同「諸取替之帳」（198806-1559）。

37) 安永4年8月13日「覚」（「西灰屋酒株」〈尾道市寄託橋本家文書71「西灰屋伝七郎宛証書他13件」のうちの1通〉）。

38) 以下に述べる争論の典拠は「東灰屋トノ金談差纏一件書類」（尾道市寄託橋本家文書60-2）。

39) 『新修尾道市史』第5巻（1976、青木茂編著、尾道市役所）59～83頁、下向井紀彦「近世後期港湾都市尾道における諸品会所の成立と展開」（『史学研究』第281号、広島史学研究会）。

40) 安永5年8月「本家指引帖」（198806-1500）。

41) 「未正月勘定帖」（198806-1139）。この文書には明確な年代は書かれていないが、同じ角灰屋質方の勘定帳が連年で残っており、年代が明確な寛政4年正月の「質方勘

- 定帖」(198806-709)に記載された前年正月の有物の金額をもとに、それぞれの勘定帳の有物金額を遡って調べてみると、この文書が天明7年(1787)のものであることが分かる。
- 42) 明和4年「諸取替之帳」に見る角灰屋から各商人への「銀取替」額は、灰屋次郎右衛門185貫目、塩屋文右衛門42貫900目、白市屋善八22貫622匁5分4厘、川崎屋幸三郎20貫目などであり、中灰屋次郎右衛門家への貸付額が突出している。
- 43) 佐藤利夫編『海陸道順達日記-佐渡廻船商人の西国見聞記-』(注26)。笹井の日記では、角灰屋の記述に続いて、角灰屋が持つ久保町の茶園(爽籟軒)の佇まいについても紹介する記述がある。
- 44) 「〔橋本竹下略歴覚書〕」(198806-10491-8)。
- 45) 「覚(加地子銀延引請書)」(198806-2153-24-1)。
- 46) 西向宏介「近世後期尾道商人の経営と地域経済-橋本家の分析をもとに一」(地方史研究協議会編『海と風土-瀬戸内海地域の生活と交流』2002, 雄山閣)。
- 47) 下向井紀彦「近世後期の尾道における銀札相場下落への対応と両替職統制」(『史学研究』第305号, 広島史学研究会創立90周年記念号, 2020)。
- 48) 嘉永6年(1853)3月「奉歎上候口上覚」(天保12年「諸書帳(証書帳)」198806-3335-13)。
- 49) 嘉永7年8月「定」(尾道市寄託橋本家文書339)。
- 50) 別家であった灰屋甚助家の経営難に対する救済措置について、西向宏介「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」(前掲注3)で触れている。
- 51) 天保12年2月「覚(永代上ヶ銀受取証文)」(198806-10402-1)。
- 52) 嘉永7年6月「諸控」(200004-75)。
- 53) 諸品御役所の業務については、下向井前掲注39論文を参照。下向井氏によると、諸品御役所の業務は、嘉永5年(1852)以降、藩による質物管理の徹底が強化され、質物を蔵に据え置いたまま質貸延長願いが出されても、一旦は貸付金を返納させるよう、取締りが強化されたとしている。東灰屋のこの歎願も、こうした諸品御役所の取締り強化を受けて出されたものと考えられる。
- 54) 松村敏前掲注4論文。
- 55) その後の東灰屋については、9代目当主三郎助が明治7年(1874)に没したあと、後を継いだ長三は虚弱多病で家業に専心できず、「流石の名家も憐れ将に風前の灯火たらん」とする状態となった。しかし、番頭の岩井徳助が「鋭意精励」家業に従事し、「明治十三年の頃ろ家政漸く緒に就き、営業上の信用は前日に倍加するの気運」に向かっ



- たとされている（『尾道案内』、前掲注32）、61～62頁「岩井徳助」の項、松村敏前掲注4論文）。
- 56) 嘉永5年（1852）卯閏2月、質屋中が新たに「御定法」を町年寄に願い出た際、出願した質屋中の中に「灰屋吉兵衛持西灰屋」が見える（『寛政4年「寺社町方諸願扣」200004-85）。
- 57) これについては、西向宏介「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」（前掲注3）で紹介している。
- 58) 文久2年「勘定扣」（1988006-501）。
- 59) 『尾道案内』前掲注32、56頁「箭筈利八」の項。
- 60) 明治16年刊の『備後の魁』（亀岡佐七郎編輯、40丁）には、「書画・篆鏤 橋本洪園」とある。
- 61) 松村敏前掲注4論文。
- 62) 天保12年「諸書帳（証書帳）」（198806-3335-13）。
- 63) 弘化3年7月26日「趣法歎書并ニ銀目書類入」（198806-2131）。
- 64) 弘化3年9月「拾肆日町役方年誌」（200004-65）。
- 65) 文久2年「勘定扣」（198806-501）によると、明治6年（1873）1月の東店酒造方勘定に「灰屋善助趣法ニ付、明治四未十一月より酒造方本家江引請酒造開店ニ相成、東店ト改唱候事」と記している。
- 66) 明治5年11月「記」（198808-2110-4）。
- 67) 「東店」という店名は、角灰屋が営業する「西灰屋」（質店については明治2年まで角灰屋の店として営業）に対して東の店という意味で付けられた名称であろう。その際、「西灰屋」に対して「東灰屋」としなかったのは、すでに次郎右衛門家が「東灰屋」と改称していたからであろう。むしろ、甚七亡き後に角灰屋の店となった「西灰屋」を「西店」としなかったことのほうが疑問とも言えるが、恐らく初期の灰屋一族の経営全体を支えた西灰屋甚七の功労を顕彰し、「西灰屋」の家名を残す意図があったのではないかと推測する。
- 68) 橋本家文書には、東店（東出店）の「東店勘定帳」「質方勘定帳」（198806-1582～1584）が残っており、これらは天保6年から13年にかけての質店の勘定帳である。なお、天保7年（1836）の「勘定扣」（198806-831）に記載された東店の質勘定を見ると、天保13年（1842）に「東質店引上ケ勘定 天保十三寅八月八日切り止」と記されており、これ以降、東店の質屋業は廃止されている。
- 69) 弘化4年（1847）の「尾道町惣図」に描かれている「橋本酒店」は、ちょうど別家

の善助に譲渡する直前の角灰屋の酒造方を記したものと言える。

70) なお、中橋本家創設後の東店では、酒造業のほかに苧麻も扱っていた（松村敏前掲注4論文を参照）。また、明治24年（1891）の「著名広島県商工一覧」（渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧』〔広島編〕、1998、日本図書センター）によれば、橋本吉次郎を「苧類万間屋・質屋」としている。その意味では、天保期に廃業した角灰屋東質店の再興も兼ねていたと見ることもできる。

71) 明治10年1月「若旦那様送籍書之写并ニ入籍届許容之書類式通」（198806-3313-59）。

72) 明治9年「勘定扣」（198806-833）。

73) 本稿では考察できなかったが、橋本家は家の他に多くの塩田を所有し、それらにも支配人を置いて経営を委ねつつ、勘定帳により毎年本家角灰屋の納戸に報告させていた（西向前掲注3論文を参照）。

（にしむかい こうすけ 主任研究員）